改正案

現行

目炊 (現行のとおり)

第一条から第二十三条の大まで (現行のとおり)

(指導及び助言)

行うことができる。 するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言をきは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めると第二十条の二(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。) に第二十条 (第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。) 又は第二十四条 知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等につい

2及び3 (現行のとおり)

第二十五条から第百三十一条まで (現行のとおり)

(深夜の営業等の制限)

第百三十二条(現行のとおり)

| 田園住居地域 (知事が指定する区域を除く。) | 専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居 動態定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層一都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号

二 (関行の と な り)

目炊 (略)

第一条から第二十三条の六まで (略)

(指導及び助言)

言を行うことができる。を利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを含む。)に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると第二十条又は第二十条の二(第二十一条の二第二項で準用する場合第二十四条 知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等について

22次の (略)

第二十五条から第百三十一条まで (略)

(深夜の営業等の制限)

第 | 川十 | 一 (を)

事が指定する区域を除く。)専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域(知住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層一都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号

11 (空)

区域の区へ	R	時間の区分	場の敷地と隣地と工場及び指定作業
種別	松 川 型域		ベル) 音量 (単位 デシの境界線における まの動力。 を動力。 を
读 無一種冈	によって 第一より 第八中の 第八条の 第二 第十計画 注	o) (現行のとお	(現行のとおり)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準(第六十八条関

五 騒音

)送

別表第一 工場 (第二条関係)

一(現行のとおり)

二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

(十四) (異行のとおり)

第百三十三条から第百六十五条まで (現行のとおり)

(一) から(十二)まで(現行のとおり)

別表第二から別表第六まで (現行のとおり)

(十三) 角肉又は食肉練製品の製造又は加工

第百三十三条から第百六十五条まで (略)

別表第一 工場 (第二条関係)

((と

11 (盤)

(一) から (十二) まで (略)

(十三) 魚肉又は<u>食肉辣製品</u>の製造又は加工

(十回) (魯)

11] (盤)

別表第二から別表第六まで (略)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準(第六十八条関

)(迷

一から四まで (略)

五 騒音

区域の区の	R	時間の区分	場の敷地と隣地と工場及び指定作業
種別	松川岩漠		ィル) 音量(単位 デシの境界線における 数の動材で図出る
凝 継 種 困	によったの 第一中の 第八十 第八 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	(盤)	(盤)

	海一域層 1. 相種(1. 出種(2. 地低以田第 1. 域層下専一 1. 一任 上用種	で) (現行のとお	(現行のとおり)
	トロート と日第 との事に のでの事に ので、 のを を ので を ので を ので の の の の の の の の の の の	で) (現行のとお	(現行のとおり)
	か と な な な な な な が で が で で で で で で で で で で で で で	ら) (現行のとお	(現行のとおり)
まる で を を を を の が の が を が が が が が が が が が が が	り) (現行のとお	おり) (現行のと	(異行のとおり)

基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、汝の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在す る学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三 十九条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、 病院、医療法第一条の五第二項に規定する診療所(患者を入 院させるための施設を有するものに限る。以下「診療所」と いう。)、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第 項に規定する図書館(以下「図書館」という。)、老人福祉 法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三に規定する 特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)及び就学 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関 する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定 する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。 の敷地の周囲なおむね五十メートルの区域内(第一特別地域) 一特別地域及び第三特別地域を除く。)の工場又は指定作業 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。

) 専一域層れ 用種、住た 地低以居第 域層下専一 一住」用種	(智)	(智)
	城屋下車 一住 上用種シット と 日 第地暦シット 専工域圏 (できず地暦の) ファール (できず地暦の) ファール (できずが) (できがが) (できずが) (できが)	(智)	(智)
		(留)	(智)
	及び (略)		
まで国種区類がなる。 発し、 を がなる。 の の の の の の の の の の の の の	(盗)	(盤)	(雀)

基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在す る学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三 十九条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、 病院、医療法第一条の五第二項に規定する診療所(患者の収 図書 館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定す る図書館(以下「図書館」という。)、老人福祉法(昭和三十 八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人 ホーム (以下「老人ホーム」という。) 及び就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携 型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の敷地の周 囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別地域、第二特別 地域及び第三特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 値からエデンベルを滅じた値を適用する。

二 (現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

六 振動

区域の区へ	Ŕ	時間の区分	場の敷地と隣地と工場及び指定作業
種尼	松当型域		ルさ地の場 () 盤境の 単の 関係 動に デッシ が 大 が 大 が が が が が が が が が が が が が が が
域 第一種区	本 大 田園住居地 (現行のとおり) からナまで	o) (現行のとお	(現行のとおり)
	s) <u>丸</u> (<u></u> 関行のとお	o) (<u></u> 関行のかお	(現行のとおり)
凝三種区	(現行のとおり)	おり) (現行のと	(現行のとおり)
(現行の	らかなる)		

備考 (現行のとおり)

七 悪臭

区	域の区	物原悪 が因臭	体排出施設から排は指定作業場の煙流無具原因物である1	尖その他の気	大 大 大 大 を と の を あ の の の の の の の の の の の の の
別種	域 矮川 岩	で気め工体の	度の排出口におけること係る当該工場又は存む。	は指定作業場	ら作 排業は 出場指 さか定
		定は場作指又	(現行のとおり)	おり) (現行のと	

11 (盤)

編 (と)

六 振動

区域の区へ	区域の区分		場の敷地と隣地と工場及び指定作業
種民	松 川		イン (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
域 一種区	((((を) (なの し なの し が	(智)	(盤)
	之 (智)	(智)	(盗)
读 第二種区	(智)	(盤)	(智)
(盤)			

儒考 (略)

七 悪臭

(次)	域の区	物 で 内 国 臭	体排出施設から排は指定作業場の煙悪具原因物である。	出される…2の 突その他の気気体で工場又	大物 でで 場 りと の 別 と の に の に の に の に り に り に り に り に り に り に
別種	<u>英</u> 医出蒙	で変を上存め	度の排出口における」に係る当該工場又は表記書記された。	患臭の許容限は指定作業場はなる。	ひ作 排 出 が か が 定 が が
		定は場作指又	(智)	(盤)	該にれ 工係る 場るも 又当の

		限許臭るお表の界の敷場作指又工当係のるさ排か業 度容の悪けに地線境地の業定は場該るにもれ出ら場	りと行。	りと行。	りと行。	りと行。	9と行。	度のけ地業は許る外場指容を悪にの定移形にの定限を表にの定
城区種一第	九 八お行 七一	りと行 <u>。</u>	りと行 <u>。</u> シおの現	りと行。	りと行 <u>。</u>)と行 <u>。</u>)との現	りと行。) おの現	りと行。) おの現	ら (またの)

		限許臭るお表の界の敷場作指又工当係のるさ排か業 度容の悪けに地線境地の業定は場該るにもれ出ら場	()	()	(智	((度のけ地業は 許る外場指 容悪にの定 限臭お敷作
城区種一第	(M) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H	(智)	(盤)	(智)	(智)	(智)	(智)	(智)

備考 (現行のとおり)

区域の区分		地との境界線における音源の存する敷地と隣
製 図	松川地域	音量(単位、デシベル)
新 種 Z 技	及び木面地域に接する地先地域に接する地先門 前各寺に掲げる同 (関行のとおり)三 田園住居地域とななり)一及び二 (現行の	(現行のとおり)
までら第四種区域第二種区域か	(現行のとおり)	(既行のとおり)
(現行のとおり	`)	

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準 (第百三十二条関係)

(妻谷のとより) 備考 (現行のとおり)

別表第八から別表第十一まで (現行のとおり)

編 (と)

別	表第十二 深夜宮	(第百三十二条関係)	
	区域の区分		地との境界線における音源の存する敷地と隣
	種別	該当地域	音量(単位、デシベル)
	第一種区域	一及び二 (略)	(智)
		及び水面 地域に接する地先 同 前三号に掲げる 三 (略)	
	までら第四種区域第二種区域か	(雀)	(智)
	(雀)		

別表第八から別表第十一まで (略)

尘)

無	(盤)							
区種								
第び及城区種								
111								
城区種三								
	(盤)							

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準 (第百三十六条関係)

| 麗神

区域の区分		時間の区分	と隣地との境界線音源の存する敷地
重記	蒸៕型域		位(デンベル)における音量(単)の際封りの母男を
域 第一種区	現行のとおり一及び二 (おり) (現行のと	(現行のとおり)
	回 -	おり) (現行の 2	(現行のとおり)
	A かおり) 	おり) (現行のと	(現行のとおり)
	とおり) <u>大</u> (<u></u> 黒行の	おり) (現行のと	(現行のとおり)
まる に を を と に を の の を 数 が は が に が に が が は が に が が は が に が が に が に	o) (現行のとお	お <u>の</u> (既行の 2	(現行のとおり)
(黒行の	(つおひ)		

備考 (現行のとおり)

二 振動

区域の区分		時間の区分	地と隣地との境界振動源の存する敷
種民	松川 型域		位 接動の大きさ 線における地盤の と と の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準(第百三十六条関係)

| 顯神

区域の区分		時間の区分	と隣地との境界線音源の存する敷地
種別	松当地		位 デンベル)における音量(単う隊封との対別を
滅 第一種区	略) - 及び二 ((盤)	(雀)
	<u>川</u> (器) (整蝦)	(盤)	(雀)
	包 (盤)	(と)	(智)
	田 (盤)	(盤)	(雀)
は回域第 で種か二 区の種 城第区	(盗)	(と)	(智)
(盤)			

二 振動

区域の区分		時間の区分	位 デッシャ (登録) (登録) (登録) (登録) (登録) (登録) (登録) (登録)
種別			

域 第一種区	人 田園住居 <u>おり)</u> (現行のと 一から七まで	おり) (現行のと	(現行のとおり)
	とおり) 九 (現行の <u> 地域</u>	おり) (現行のと	(現行のとおり)
被	o) (現行のとお	おり) (現行のと	(現行のとおり)
(現行の	かおひ)		

備考 (現行のとおり)

读 第一種区	(雀)	(智)	(智)
	✓ (唇)(整氮)	(盤)	(智)
城 第二種区	(盤)	(盤)	(智)
(盤)			

編析 (盤)